

## 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の 保全に関する条例の改正について

平成24年1月10日  
水・大気環境課

### 1 概要

改正水質汚濁防止法との整合を図るため、さらに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全を推進するため、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例を改正する。

### 2 条例改正の内容

#### (1) 特定事業場排水等の汚染状況の測定結果の保存義務の追加

改正法と整合を図るため、特定事業場排水等の汚染状態を測定し、その結果を記録しなければならない従来の規定に加えて、その結果の保存を新たに規定する。併せて、当該事項の違反に対する罰則規定を設ける。

#### (2) 設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し

小規模事業場及び一戸建ての住宅に設置する浄化槽の型式について、窒素及びりんを除去することができるものとする。

### 3 改正条例の施行期日

#### (1) 特定事業場排水等の汚染状況の測定結果の保存義務の追加

平成24年10月1日施行

#### (2) 設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し

平成25年4月1日施行

### 4 パブリックコメントにおける意見等

(1) 実施期間 平成23年11月1日～11月30日

(2) 意見数 0件

5 市町からの意見等  
資料1 - 2のとおり

6 今後の対応

(1) 施行規則の改正について

「特定事業場排水等の汚染状態の測定に係る測定頻度等」及び「窒素・りん除去型浄化槽の構造方法等」を施行規則の改正により規定するが、改正条例と併せて改正規則を公布する（平成24年3月公布予定）。

(2) 改正条例等の周知について

改正条例及び改正規則の内容については、市町村、関係団体の協力の下、事業者及び住民への周知を図る。

7 改正のスケジュール

平成23年	9月21日	市町村の意見聴取
	9月26日	環境審議会への諮問
	10月24日	環境審議会全体会
	11月1日	パブリックコメント実施
	~11月30日	
	12月中旬	罰則の定めについて福島地方検察庁に協議
平成24年	1月10日	環境審議会全体会
	1月中	環境審議会からの答申
	2月中	2月議会上程
	3月中	改正条例及び改正規則公布
	10月1日	改正条例及び改正規則の一部施行
平成25年	4月1日	改正条例及び改正規則の全面施行

8 その他

10月24日に開催した環境審議会では、「し尿浄化槽」を「浄化槽」へ改正する予定であったが、水質汚濁防止法の特定施設である「し尿処理施設」に示される「し尿浄化槽」との整合を図るため改正しないこととする。